

資金決済に関する法律に基づく入浴回数券払戻しのお知らせ

この度、南さつま地域交流センターいろは館で発行済みの入浴回数券のご利用を平成 29 年 4 月 27 日付で終了させていただきました。これに伴い、入浴回数券の未使用残高について、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、払戻しを実施することとなりましたのでお知らせいたします。

1. 払戻しの対象となる入浴回数券

大人券、中人券、小人券の 3 種類

2. 申出及び払戻しの方法、払戻し申出場所、払戻し期間

期間中に次の場所に未使用入浴回数券をお持ちください。
その場で現金にて払戻しさせていただきます。

- ・南さつま地域交流センターいろは館 0993 - 52 - 2675

鹿児島県南さつま市内山田 450 番地 2

平成 29 年 5 月 8 日から平成 29 年 5 月 14 日まで

- ・海浜温泉ゆうらく・さんばるフロント 0993 - 53 - 8739

鹿児島県南さつま市加世田高橋 1 9 5 2-2

平成 29 年 5 月 8 日から平成 29 年 8 月 5 日まで

3. 期間中申出をされないと払戻し手続きから除斥されます。

払戻しに関する問合せ先

鹿児島県くみあい開発株式会社

099 - 258 - 5671

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 5